

(趣旨)

第1条 (仮称)富士市こどもの権利条例の策定に当たり、子どもにかかわる経験を生かした多様な見地から、全市的な視点に立った意見又は助言を求めため、富士市こどもの権利条例策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市のこどもの権利に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 本市のこどもの権利条例策定に関し、本市が盛り込むべき事項に関すること。
- (3) その他本市のこどもの権利条例に係る必要な事項。

(参加者)

第3条 市長は、次に求める者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉子ども部子ども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。